

議案第 19 号

向日市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について

向日市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 25 年 2 月 26 日提出

提出者

向日市議会議員 和田 広 茂

賛成者

向日市議会議員 天 野 俊 宏

〃 富 安 輝 雄

〃 飛 鳥 井 佳 子

〃 松 山 幸 次

〃 小 野 哲

条例第 号

向日市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

向日市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

向日市議会政務活動費の交付に関する条例

第1条中「第100条第14項及び第15項」を「第100条第14項から第16項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条から第4条までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第5条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第6条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第7条第1項中「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「政務調査費に」を「領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に」に改め、「報告書」の次に「（以下「収支報告書」という。）」を加え、同条第2項及び第3項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第8条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「市政の調査研究に資するため必要な経

費として」を「第5条に定める経費の範囲に基づいて」に改める。

第10条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(透明性の確保)

第10条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

項目	内容
研究研修費	会派が研究会、研修会等を開催するために必要な経費又は会派に所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	会派の行う調査研究その他の活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の行う調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、広報するために要する経費
広聴費	会派が市民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見等を吸収するための会議等に要する経費
人件費	会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費

事務所費	会派の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理等に要する経費
------	------------------------------------

様式中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の向日市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前に改正前の向日市政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。